

# 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

## 重要事項説明書

< 2025年 5月 1日 現在 >

### 事業所の概要

事業所名	恵那医院 訪問リハビリテーション
所在地	岐阜県中津川市本町4丁目4番10号
管理者の氏名	佐々木 初音
電話番号	0573-66-6851
FAX 番号	0573-66-6851

### （事業の目的）

第1条 古栄美佳が開設する恵那医院が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

### （運営の方針）

- 第2条 事業は、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。
- 指定訪問リハビリテーションの提供にあつては、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。
  - 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供にあつては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
  - 事業の実施にあつては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 恵那医院
- 2 所在地 岐阜県中津川市本町4丁目4番10号

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤兼務	非常勤	備考
管理者	理学療法士	1名	0名	理学療法士と兼務
医師	医師	1名	0名	診療所と兼務
理学療法士	理学療法士	2名以上	0名	診療所と兼務

(1) 管理者

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(2) 医師

利用者の身体機能の維持又は向上のため、リハビリテーションの提供を行うにあたり、診療を行い、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に指示をすること及び利用者の健康管理及び保健衛生の指導を行う。

(3) 理学療法士

理学療法士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日。ただし、祝日、お盆及び年末年始の休みを除く。
- 2 営業時間 午前9時00分から午後5時30分

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあっては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、中津川市の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（別紙）によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、その介護負担割合分の額とする。

2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。

区分（片道の距離）	交通費
2km未満	0円
2km以上4km未満	200円
以下2km増すごとに200円を加算	
消費税は別途	

3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

(緊急時における対応方法)

第9条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて 臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(事故発生時の対応)

第10条 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置)

第11条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定)

- 第12条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第13条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要)

- 第14条 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置、相談、苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を設置している。また、担当者が不在の場合は、電話転送等で連絡がとれるようにする。

【恵那医院リハビリケアセンター 窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称) 担当者 佐々木 初音	所在地 岐阜県中津川市本町4-4-10 電話番号 0573-66-1318 ファックス番号 0573-66-6851 受付時間 8:30~18:00
【市町村（保険者）の窓口】 中津川市役所 市民福祉部福祉局介護保険課	所在地 岐阜県中津川市かやの木町2-1 電話番号 0573-66-1111 受付時間 8:30~17:15
【公的団体の窓口】 岐阜県国民健康保険団体連合会	所在地 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館内 電話番号 0570-059-402 受付時間 10:00~15:00

- 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
- ① すべての職員は、苦情を受付けたときは、一次対応者として位置付ける。
- ② 一次対応者は、苦情申立者から事情を詳細に聞き、トラブル（苦情）報告書を記載し、苦情相談担当者へ速やかに報告する。
- ③ 苦情相談担当者は、速やかに具体的な対応をする。苦情内容が請求及び責任追及の場合は訪問による謝罪を検討する。苦情内容が願望及び要望の場合は、職員間で協議をする。

- ④ その後苦情相談担当者は、原因を具体的に分析し、解決策を迅速かつ確実に実施する。
- 3 その他参考事項
- ① 普段から苦情が出ないようなサービス提供を心掛けている。(毎日朝礼等で確認)
- ② 苦情が発生した場合は、解決策を検討し、迅速かつ確実に実施する。

#### (秘密保持)

- 第15条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- 2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
  - 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

#### (記録の整備)

- 第16条 事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画
  - (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
  - (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
  - (4) 苦情の内容等に関する記録
  - (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
- 2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

#### (その他運営に関する留意事項)

- 第17条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後 6カ月以内
  - (2) 継続研修 年1回
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、恵那医院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

指定訪問リハビリテーションサービス（介護予防訪問リハビリテーションサービス）の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<事業者>

所在地 岐阜県中津川市中津川本町4丁目4番地10号

事業者名 恵那医院 訪問リハビリテーション

代表者名 古栄 美佳

<説明者>

氏名 \_\_\_\_\_

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問リハビリテーションサービスについて重要事項説明を受けました。

<利用者>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

<利用者代理人>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

※説明の同意については、押印は省略し利用者又は代理人の署名をもって要件を満たすものとする。  
ただし、利用者が押印の申し出があれば事業所は応じるものとする。